

最後にフレイル対策についてですけれども、町のそのフレイル対策として、かなり介護予防事業に力を入れているということは聞きました。その中でサポーターによる「はつらつ倶楽部」や「おーい！元気会」などのことをおっしゃられてましたけれども、「おーい！元気会」の方からもサポーター、来る方以外のフレイル対策をどうするかということが一番心配だとおっしゃっていますので、そういった会に参加できない方への細やかな支援もぜひ検討していただきたいというようなことを申し添えて質問終了といたします。ありがとうございました。

議 長 以上で1番議員、大石舞君の一般質問を終わります。

ここで、昼食休憩といたします。再開は13時00分。

(12時02分 休憩)

(13時00分 再開)

議 長 休憩を解いて再開いたします。

会場が蒸してきていますので、適宜上着を脱いでいただいで結構です。

それでは、引き続き、通告10番、6番議員岡田幸二君。

6 番 通告10番、6番議員、岡田幸二です。通告に従い、質問をいたします。コロナに罹患された皆様にお見舞いを申し上げますとともに、お亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表します。さらに、コロナ禍において、多大なる影響を受け、いろいろな制約の中で生活をしている国民、町民の皆様の御苦勞を察するに当たり、これからも一致団結してコロナに対峙していくことをここにお誓いしたいと存じます。

さて、今回は第2回目の緊急事態宣言中ということもあり、町民にとって重大な関心事である喫緊の問題につきまして、質問をさせていただきます。

大きく3点。

1、緊急事態宣言の再発出に伴う町民への支援について

2、GIGAスクール構想について

3、相和地区観光施策について

です。

1、国は、コロナ患者の感染動向から、去る1月8日より2月7日まで神奈川県をはじめ、第2回目となる緊急事態宣言を発出しました。状況は好転

しつつあるも解除には至らず、3月7日までの予定で継続されています。対象地域では、住民は行動制限を強いられ、企業も在宅勤務を70%オペレーション、飲食店に至っては20時閉店へと追い込まれるなど、社会生活全般にわたり大きく影響を受けています。御存じのように2月17日より医療従事者へのワクチン接種が開始されました。65歳以上の高齢者は当初の4月初めの接種開始が遅れるとの報道もあり、全対象者へワクチンが行き渡るのはいつになるのか読めない状況です。その中で、夏には東京オリンピック・パラリンピックの開催が予定され、7月の東京都議会選挙や10月21日に任期満了を迎える衆議院選挙等、コロナ収束に向かっては鍵を握るイベントが幾つも控えており、油断を許さない状況となっています。

コロナと戦い、そしてコロナが収まるまでは致し方ないと理解しているところではありますが、その影響を最小限に抑えるとともに、最低限の生活基盤、維持のための補償は欠かせないものとなっております。本町においても国や県の給付金のほか、独自の給付金を施し、また延長して対応しているところではありますが、その効果を含め、対コロナ支援について質問させていただきます。

1、独自給付金の給付状況について。

町では昨年5月より独自給付として、3つの独自支援金、小規模事業者緊急支援金、小規模事業者等の家賃支援給付金、感染防止対策事業補助金を支給、その期間も延長し、現在3月5日まで対象となっております。12月定例会では、行政報告におきまして、支給状況をお知らせいただいたわけですが、その後の状況をお伺いしたいというふうに思います。

2番目は、ひとり親等低所得者に対する独自給付についてです。

子育てと仕事を一人で担う低所得者のひとり親世帯に、国は臨時特別給付金として1世帯5万円、2人目以降3万円を1月29日期限として給付しましたが、第2回目の緊急事態宣言に伴い、町として独自に給付する考えはあるかを伺います。

3番目は、雇用調整助成金受給に際し、専門家に支払う申請費用を助成する考えはあるのでしょうか。

雇用を守るための雇用調整助成金は、申請するためには幾つか要件があり、

専門家に依頼するケースが大半になっています。専門家は社会保険労務士ということになりますが、支払う費用を助成する自治体も中には見受けられるところがございますが、本町ではいかがでしょう。国は当初予算、1.5兆円を計上しましたが、第2次補正で1.6兆円、第3次補正では1.4兆円、計4.5兆円を雇用調整助成金支給のためにつぎ込んでおります。これだけ企業が雇用を守るために頑張っているあかしとなる数字です。

大きな2番目として、G I G Aスクール構想について以下のことをお伺いします。

まず、G I G Aスクール構想ですけれども、国はS o c i e t y 5.0時代を生きる子供たちのために、早急に学校にI C T環境の整備を進めるとし、情報活用能力を育むということを目指しているわけです。2023年度までに義務教育課程段階における小学校1年生から中学校3年までの児童生徒向け学習用端末を1人1台導入し、端末を同時に接続しても不具合を起こさない高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子供たち誰一人取り残すことなく公正に、個別的、最適化した創造性を育む教育を全国の学校現場に持続的に実現させる構想です。しかし、今回新型コロナウイルスの感染拡大により、長期にわたる臨時休校を余儀なくされたということで、計画の前倒しを行い、2020年度中の完了を目指すとしているところでございます。この中で2月初旬になりますが、小・中・高校で休校時の備えとなるオンライン学習の環境整備が停滞しているとの報道があります。パソコンやタブレットの端末を20年夏の配布完了を目指したが思うように進んでいない。1月下旬現在で横浜市では約50%にとどまっているというようなことであります。本町では、インフラの整備状況はいかがなものかをお尋ねします。

2番目としては、スクールサポーターの配置です。

町長の施政方針演説にもありますように、1人1台端末の整備や校内L A Nの整備が完了し、I C T環境が整いましたので、専門的知識を有するものを配置し、効果的に活用を図ってまいりますとございます。これを受け令和3年度の主な新規事業の内訳として、教育費、G I G Aスクールサポーター配置事業850万が計上されているところです。これにつきまして、こういった計画で進めるのかということをお伺いしたいと思います。

3番目につきましては、いこいの村あしがら、こちらはコロナの影響により現在閉鎖されております。相和地区観光の中心とも言えるロケーションにある同施設ですが、本町の観光施策の中で、いこいの村あしがら存続の有無も含め、どう位置づけているのかを質問します。本件は昨年12月の第4回定例会において同僚議員からも質問をしていますが、春先を迎え、木々の花々も咲き出す中、町民から農村公園等へ早咲き桜や菜の花を見に行くと、いこいの村が閉鎖されていて、どうなったのかという声も聞きます。ということで、相和地区観光施策について3番目に伺いたいと思います。

以上、登壇での質問とさせていただきます。御答弁のほどよろしくお願いたします。

町長 岡田議員からは、大きく3点について御質問をいただいておりますが、2点目の「GIGAスクール構想について」は教育長より答弁させますので、私からは、1点目の「緊急事態宣言の再発出に伴う町民への支援について」と、3点目の「相和地区観光施策について」を先に答弁させていただきます。

まず1点目の「緊急事態宣言の再発出に伴う町民への支援について」は、細かく3点について御質問をいただいておりますので、順次、回答をさせていただきます。

1つ目の「独自給付金の給付状況について」は、通告1番、清水亜樹議員の答弁と重複いたしますが御容赦ください。

昨年1月に発生した新型コロナウイルス感染症拡大に伴い町が独自に進めてきた支援策につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い経営等に影響を受けている町内小規模事業者等に対し、国の支援制度である「持続化給付金」及び「家賃支援給付金」の対象とならない事業者に対し、「小規模事業者等緊急支援金」及び「小規模事業者等家賃支援給付金」を創設し、給付金及び支援金の交付を行ってまいりました。

小規模事業者等緊急支援金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化したことに伴い、8月に要綱改正を行い、持続化給付金の給付を受けた事業者も交付対象とするとともに、12月には対象期間を令和3年2月まで延長するため、要綱を改正し対応してきたところであります。

また、新しい生活様式に対応した取組として、テイクアウト事業に取り組

む事業者や「神奈川感染防止対策取組書」により町民等への感染防止対策を行う事業者に対する補助金交付制度も、町独自の支援策として推進してきたところであります。

2月末現在の、現時点での給付実績といたしましては、「小規模事業者等緊急支援金」の交付が291件、「テイクアウト事業等導入支援金」の交付が12件、「小規模事業者等家賃支援給付金」の交付が6件、「感染防止対策事業補助金」の交付が53件となっております。

制度の利用に当たっては、町広報やホームページ、制度概要をまとめたチラシの全戸配布、商工会を通じた会員への通知等により、より多くの事業者に制度を御活用いただけるよう周知に努めてきたところであります。

次に「ひとり親等低所得者に対する独自給付金について」ですが、新型コロナウイルス感染症拡大が収束を見せない中、緊急事態宣言が再発出され、雇用形態や就職状況にも大きな影響を及ぼしています。子育てと仕事を一人で担うひとり親世帯については、子育てに対する負担の増加や収入の減少などにより、特に大きな困難が心身等に生じているかと思えます。

こうした世帯を支援するため、国では、低所得のひとり親世帯に向けて臨時特別給付金の支給を実施しております。

国からの支援策としては、第1回目の支給が8月に行われ、1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円の給付がありました。また再支給として、12月に第1回目と同額の支給があり、加えて新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している方への追加給付として、1世帯5万円の給付がありました。これは、例えばお子さんを2人養育している世帯で、家計が急変し、収入が減少している方であれば、第1回目の支給で8万円、再支給で8万円、そして追加支給で5万円と、計21万円の給付を受けている状況です。

町では、児童扶養手当を受給している世帯のほか、公的年金等を受給しており児童扶養手当の支給が停止されている世帯や、所得制限限度額を超えており児童扶養手当の支給が停止されている世帯宛にも制度の御案内をし、対象となる世帯から申請を受け付けているところであります。

様々な事情の御家庭がある中、国の給付金だけでは十分ではない御家庭も

あるかと存じますが、まずは、国の給付金が必要とされる世帯に給付されるよう尽力する次第でございます。町独自の給付金については、今後の国の動向も踏まえ、慎重に検討してまいりたいと思います。

次に、「雇用調整助成金受給に際し、専門家に支払う申請費用を助成する考えはあるか」との御質問ですが、雇用調整助成金の受給に当たっては、専門家に申請を依頼せず独自に申請を行っている事業者もあると伺っております。また、ハローワークでは、雇用調整助成金受給申請に当たり相談窓口を設置するとともに、足柄上商工会では、新型コロナウイルス感染症に伴う国の支援制度の手续に当たり、相談窓口を設置し、事業者への支援を行ってきておりますので、町として専門家に支払う申請費用を助成する考えは、現時点では持ち合わせておりません。

新型コロナウイルス感染症における緊急事態宣言の発出により、事業者の皆様経営に大きな影響を与えてきたことと感じております。国、県、市町村では、地域の情勢を鑑みながら、それぞれの立場で支援策等を講じてきたところであり、事業者の皆様も、それぞれが最大限の努力をされてきたかと考えております。

そういった意味からも、町としては、商工振興会等の関係機関と連携した中で、引き続き、相談窓口として、各種支援制度の周知をはじめ申請に関する支援を行っていきたくと考えております。

続きまして、3点目の「相和地区観光施策について」回答をさせていただきます。

「いこいの村あしがら」は、本町唯一の温泉宿泊施設として、宿泊や温泉利用、レジャーやスポーツ等の利用に加え、地域住民の集会所が可能な施設としても機能を有するとともに、本町の観光客等の入込客数の大半を「いこいの村あしがら」が占めており、地域活性化を図る上では、なくてはならない施設であります。

また、隣接する大井町農業体験施設「四季の里」や「おおいゆめの里」、さらには、一般社団法人神奈川大井の里体験観光協会による体験プログラムとの連携によるさらなるにぎわいの創出に向け、「いこいの村あしがら」を含め、農業体験施設「四季の里」周辺を本町の観光拠点として位置づけ、取

組を進めていく計画でありました。

しかしながら「いこいの村あしがら」は、新型コロナウイルス感染症の影響により、経営状況が悪化し、運営が非常に厳しい状況に至ったことから、民間事業者への譲渡に向け準備を進めてきたところであり、既に御案内のとおり、2月19日には一般財団法人あしがら勤労者いこいの村において、いこいの村あしがら活用事業提案公募要項が公表され、事業継承者の選定に向け、取組が進められているところであります。

本町といたしましても、農業体験施設「四季の里」における農業体験や一般社団法人神奈川大井の里体験観光協会が推進する交流体験事業により、相和地域をはじめ、本町ににぎわいの創出を図るためには、「いこいの村」はなくてはならない拠点となる宿泊施設であることから、まずは事業継承者の選定を最優先課題として、一般財団法人あしがら勤労者いこいの村、神奈川県としっかりと連携していきたいと考えております。

その上で、第6次総合計画～つなごう！大井未来計画～に位置づけました「観光の拠点づくり」として、事業継承された「いこいの村あしがら」を含め、農業体験施設「四季の里」や「おおいゆめの里」などの観光資源を有効活用するとともに、一般社団法人神奈川大井の里体験観光協会など、官民連携による新たな魅力の創出や観光事業の推進に向け、取組を進めてまいりたいと考えております。

続いて、2点目のG I G Aスクール構想につきましては、教育長より答弁をさせますので、よろしくお願いいいたします。

教 育 長 それでは、私から、2項目めの御質問、「G I G Aスクール構想について」お答えさせていただきます。

なお、回答につきましては、これまでに御質問をいただきました、田村議員、伊藤議員と重複する部分もありますが御了承ください。

今回のG I G Aスクール構想により校内LANの整備、1人1台のタブレット端末の整備が行われ、家庭におけるネット環境のサポートについてもモバイルルーターの準備を行い、インフラ整備は段階的に整えてきているところであります。

昨年10月から11月にかけて、小学校・中学校の校内LANを、児童生徒1

人1台端末の使用を前提とした、高速大容量の通信ネットワークに対応するものに変更いたしました。

12月には、小学校・中学校へ児童生徒1人1台のタブレット端末を順次整備し、月末までに全ての小・中学校へ端末の整備を完了しており、これに合わせて教職員の研修についても実施してまいりました。ただし、これまで回答させていただきましましたとおり、これを扱う教職員や児童生徒は、今回購入した端末の使用をスタートしたばかりであり、端末の操作や授業支援ツールの扱い方を、まずは理解していく段階であります。こうした現状から、教職員や児童生徒のスキルアップが大きな課題であり、相和小学校の先行した取組を各学校で共有し、まずは校内における取組から段階的に課題を解決していけるよう努めております。

次に、スクールサポーターの配置ですが、御質問の趣旨からG I G Aスクールサポーターということで御回答させていただきます。

昨年末までに各小学校・中学校に整備したタブレット端末の各学校の教員に対する操作研修は先月までに完了し、授業での使用を開始しております。それに合わせてG I G Aスクールサポーターを専門業者から派遣させ、教員に対し端末操作やソフトを活用した授業支援を行っております。

G I G Aスクールサポーターの文部科学省など国の考え方は、知識や技術、経験を有する、例えばICT関連企業をリタイアした方などを活用しての事業実施を想定しているようですが、現実問題としてそういった方を探す、あるいは、企業に委託して派遣してもらうのは、人の手当ができずに非常に難しい状況でした。

結果的に委託先を選定し契約することができましたが、委託場所として各小・中学校及び教育総務課を設定し、各学校週1回以上1回につき4時間以内の支援業務としており、複数名により各学校を巡回する形での実施としております。

その業務内容は、①ICT環境整備支援。②ICTを活用した授業の支援。③ICT環境の保守等。④業務報告などですが、各学校の規模はそれぞれ異なりますので、各小・中学校の支援日程については、教育総務課及び各学校と協議の上決定することとしており、学校によっては重点的に支援するなども

考えています。

私からの答弁は以上でございます。

- 6 番 御答弁ありがとうございます。御答弁いただきましたので、再質問をさせていただきたいと思います。

今回、同僚議員から同様の質問をさせていただいているところでありますが、その分関心が非常に高い内容だということで御認識いただきたいというふうに思うわけですが、まず独自給付金の給付状況でございますが、件数等は御報告いただきましたが、予算、それと予算に対する2月までの状況、こちらについて教えていただきたいと思います。

地域振興課長 件数につきましては答弁にございましたが、予算に対する執行率、現時点でのものをお伝えさせていただきます。

まず、緊急支援金につきましては予算額6,000万、それに対して5,820万ということで、執行率としては97%。テイクアウト導入支援金につきましては100万円の予算額、現在32万9,266円ということで、執行率は32.9%という状況です。また、家賃支援給付金につきましては予算額2,400万円に対して117万1,800円ということで、こちら執行率としては4.9%にとどまっている状況でございます。最後に、感染防止対策事業補助金につきましては予算額750万円に対して259万2,027円、執行率のほうは34.6%という状況でございます。

- 6 番 今、執行率のお話もございましたが、執行率云々ではないのかもしれないですけども、この独自給付金につきましては、小規模等緊急支援金以外の執行率としては若干低いというふうにも見受けられるところですが、まず次に伺いたいのは、これらの助成金の周知方法ですね、先ほど来御答弁いただいておりますけども、対象者の方に確実に伝わったかどうか、これについてお伺いをしたいと思うのですが御答弁お願いいたしたいと思います。

地域振興課長 やはり町といたしましては、支援制度を創設した以上、できるだけ多くの方に御利用いただいて、この難局でありますコロナの状況を少しでも乗り越えていっていただきたいという思いから広報のほうをさせていただいております。

具体的な内容としては、まず制度を創設させていただいた6月1日、それと7月1日、2回連続で広報のほうに掲載させていただいております。また、

8月1日のおしらせ版と併せて8月15日には、一応これ全戸配布ということでチラシを作成して配布させていただいたところでございます。この時期に併せて商工会のほうからも会員の皆様に通知をいただいているところがございます。なお、12月に入りまして、過去の答弁でもさせてもらいましたが、アンケート調査と併せて町の独自の支援策についてもダイレクトメールで商工会員の会員の皆様、それとセーフティーネット等、今まで大井町での手続をされた事業者を対象に、約400店程度になりますが、ダイレクトメールで町の支援事業についても周知させていただいたところでございます。

こういった中で、できるだけ努力をしてきましたが、実際にどこまで届いているのかということまでは町としても把握ができていない状況でございます。こういった周知の方法がよかったかどうかということも含めて、できれば事業者の皆様には何か町で支援をしていないかどうか、アンテナを立てていただいて、その中で町としても適切な支援策が講じることができればよかったのかなというふうに考えているところでございます。

6 番 周知の方法については分かりました。

今回、報道でもまたあるんですが、国が出す休業支援金については認知度が低く、1割ぐらいしか活用されていないとか、そういうような報道もありましたので、その辺はどうかなというふうに思ったのが1つと、この給付金につきましては、2番目、3番目の問いにもあるのですが、必要なものが必要な方へ届くようにすべきと私は考えているんですけども、3つの独自支援金に絞った理由というのは何かございましたら御回答いただけますか。

地域振興課長 まず、第1回目の緊急事態宣言が発出されたときに、いろいろ国、それと神奈川県での支援事業がございました。こういった中でその時点では各事業者の皆様のニーズもあまり把握ができていない状況でしたので、地元金融機関、それと商工会のほうにヒアリングをして、どういった支援を行っていったら、より町の事業者にとって有益なのか、この辺をヒアリングさせてもらいながら一応3つの事業ということで絞らせていただいた経緯がございます。

6 番 緊急事態宣言はまだ続いております。独自支援金についても、今後の今のところ予定はないということではありますが、政府、与党も3年度の予算案成立の後、追加の経済対策としていろんな支援策を追加で打ち出そうと考えてい

るところでございますので、ぜひそういった段階では検討いただきたいのと、県ですとか自民党とかはこういった支援金のパンフレットを出しているわけですね。ですから町としてもぜひこういったものを出していただけるとありがたいなど、いいのではないかなと思うところです。

続きまして、3番のほうへ行かせていただきますが、いこいの村につきましては、御答弁いただいた中で重要な施設であるということで認識をいただいております。その中で第6次総合計画の戦略事業の4番目として、大きな項目で掲げているわけですが、それを受け令和3年度当初予算の概要で地域資源の活用、地域の課題解決につなげる交流体験事業による誘客に合わせ、農業体験施設四季の里を中心におおいゆめの里や郷土資料館などを含めた周辺エリアを本町の観光拠点として創出するため、官民連携により計画づくりを進めますとあります。この周辺エリアというのは、まさしくいこいの村を指すのかなというふうに考えるところでございますがいかがでしょうか。

地域振興課長

総合計画の中には、できればいこいの村あしがらということで表記をさせていただきたい。そのように考えておりました。ただ、運営状況がこの策定をする中で厳しいと、その後閉館に至った、こういった中で先行きが見通せない事業体、いこいの村あしがらを記載するのは不適切だということで考えて、総合計画の中からは記載、外させていただいたところでございます。ただ、町といたしましては、当然このいこいの村あしがら、それと町の事業で進めております農業体験施設四季の里、あと新たに創出がされてきました体験交流事業、こういったことも含めて、できればにぎわいの創出を図るために、あのエリア一帯を観光拠点として作り上げていきたいという考えでございます。

6 番

今言った、逆に周辺エリアという表現ではなくて、それ以外の施設がむしろいこいの村があったからこそあちらにつくったんだろうなというふうに理解をしているところであります。

続いて、コロナで大変な経営状況だったのは分かるんですけども、出資金も出している町として、もともと35年たつ中で修繕積立等、経営状況があまりよくなかったところへコロナが来たという理解なんですけれども、町と

しては常にそういった経営状況をチェックされていたんでしょうか。

地域振興課長 大井町からも理事会のような評議会というのがいこいの村あしがらにございまして、その中に監査員ということで、会計室長が出ておりますので、現状については把握していたという状況でございます。

6 番 今回の公募についてですけども、1点これは確認になるんですけども、ちょっと応募の期間が非常に短いという印象が強くて、そういった声も実際に聞くところではありますが、この辺についていかがお考えかお答えいただきたいと思います。

地域振興課長 議員が言われるとおり公募期間については非常に短いということで、町のほうとしても認識してございます。一般的に民間事業者が行う公募がどういったものか、この辺を事前にリサーチをさせていただいたり、金融機関等からもヒアリングをして、どういったものが適切かというようなことも整理させていただきました。最終的には神川県、いこいの村あしがら、そして大井町と三者で判断したところですが、やはりいこいの村あしがらの資金がショートする目前と。できるだけ早く次の事業者につなげたいというところもございまして、この期間、スケジュールを設定したところでございます。

6 番 それでは、大きな2番目としてG I G Aスクール構想についてでございます。インフラの整備状況ということで、いろいろ御答弁いただいている中で、昨年12月までにタブレット等の配置が終了したと教育長からのお話があるんですけども、これについて確認なんですけども、12月には子供たちもまだタブレットも見ていないよという状況だということは聞いていたんですけども、それはどういうふうに理解すればいいですか。

教 育 長 先ほど来、御答弁させていただいているかと思うんですけども、子供たちに直接関わったのは先月です。学校に配置されたのは12月末ということでございます。

6 番 実は、通告書を作成時点では、まだプリントが配れただけでタブレットそのものは見たこともないということと、これはまた確認になりますが、W i - F iの家庭環境について、特にはヒアリング等の打診もなかったという声もちょっとあったんですけども、これは私の認識違いでしょうか。

教育総務課長 今、申し上げたようにタブレットについては、納品はされましたけれど、

その後の処理がございましたので、なかなか児童・生徒一人一人に行き渡るまでには時間がかかるというところがございます。

さきに回答させていただいた部分があるんですが、W i - F i 環境については、学校からもう以前にどのくらいそろっていますかという調査をかけておりますので、その結果を基にと、そこで回答いただけなかったものについては、追跡調査として各学校でそれぞれの家庭に伺っているという状況でございます。

- 6 番 先ほど、報道の話をしました。他市町ではまだ配備が終わっていないとかというところもございます。それで、心配しているのは、そのタブレットの使用に関して、タブレットだけではないかもしれないんですけども、副作用ですね、機械を扱うものですから副作用があったりとか、先ほど来あるモラルの話ですとかリテラシーの問題とかあると思います。ひいては視力ですね。眼軸近視とかというのが最近はやっているようです。そういったこともありますので、拙速に事を構えるのではなくて、やったとしても十分振り返りの機会を持って対応をしていただければと思うのですが、その辺はどうお考えでしょうか。

教 育 長 これまでも御答弁させていただきましたけれども、既に先行して相和小学校のほうにはいわゆる I C T 教育の推進校ということで位置づけて取り組んでいただいております。そういったところの中で今言った御指摘等のことについては対応を図っていくといったところでございます。

なお、貸出し等云々ということにつきましては、子供たちがまずは慣れてから、そうした中で対応を図っていききたいということで、既にそういった文書もできておりますけれども、まだそのところまでは配布はしていないという現状でございます。

議 長 以上で6番議員、岡田幸二君の一般質問を終わります。

引き続き、通告11番、11番議員、牧野一仁君。

1 1 番 通告11番、11番議員、牧野一仁です。

通告に従いまして、以下の質問をさせていただきます。

緊急事態宣言が発せられたことで、国民は行動の自由が制限され、企業や飲食店などにおいては、事業の縮小や閉店を余儀なくされています。このよ